

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 216 1457 296">平成27年4月1日施行 令和7年4月1日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 730">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1360">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2852 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 730">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1360">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和7年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和7年4月1日変更  <u>令和7年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 「混雑処理」とは、<u>連系線の混雑</u>を解消するための措置をいう。</p> <p>二十三～三十七 (略)</p> <p>三十八 「<u>1時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの<u>電気の取引</u>をいう。</p> <p>三十九～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 「混雑処理」とは、<u>混雑</u>を解消するための措置をいう。</p> <p>二十三～三十七 (略)</p> <p>三十八 「<u>時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの<u>電気の取引</u> (<u>当該実需給に係る翌日取引以前の電気の取引を除く。</u>)をいう。</p> <p>三十九～四十五 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、<u>連系線のマージン及び運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、<u>連系線のマージン又は運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線(当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。)のマージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u></p>
<p>(指示に係る措置を取っていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置を取っていない</u>と認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(指示に係る措置をとっていない場合の報告)</p> <p>第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置をとっていない</u>と認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。</p>
<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>1時間前取引</u>の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>	<p>(需給状況悪化時等の時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>時間前取引</u>の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>
<p>(連系線の管理の原則)</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>1時間前取引</u>に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。</p>	<p>(連系線の管理の原則)</p> <p>第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>時間前取引</u>に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。</p>
<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>したがって</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数</p>	<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>従って</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期周波数調整</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。 一～五 (略)	に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。 一～五 (略)
(長周期広域周波数調整) 第132条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順にしたがって</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 (略)	(長周期広域周波数調整) 第132条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順に従って</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 (略)
(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める <u>手順により</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>1時間前取引</u> において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)	(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める <u>手順に従って</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>時間前取引</u> において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)
(混雑処理) 第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順により</u> 、 <u>混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第143条の2で定める <u>抑制順位により</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の <u>減少に伴う混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>混雑処理</u> を行わない。	(連系線の混雑処理) 第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順に従って</u> 、 <u>連系線の混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第143条の2で定める <u>抑制順位に従って</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>連系線の混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の <u>減少に伴い連系線に混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>連系線の混雑処理</u> を行わない。
(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、 <u>混雑処理</u> に当たっては、次の各号の <u>順にしたがって</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>1時間前取引</u> に係る計画潮流 二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	(連系線の混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> に当たっては、次の各号の <u>順に従って</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>時間前取引</u> に係る計画潮流 二 (略) 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>連系線の混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。
(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、 <u>混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、 <u>緊急の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第143条の2	(緊急時の連系線の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、 <u>緊急に連系線の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第14

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる (以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。	3条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる (以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>連系線の混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。
(混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>混雑処理</u> の対象としない。 一・二 (略)	(連系線の混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>連系線の混雑処理</u> の対象としない。 一・二 (略)

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本規定は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。